

平成 26 年 8 月

各団体ご担当者 様

10 月における年次有給休暇の取得促進に係る
ポスター、リーフレットの送付について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 19 年 12 月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され（平成 22 年 6 月改定）、この行動指針においては、2020 年までの目標値として、年次有給休暇の取得率 70%が掲げられておりますが、直近の取得率は 47.1%（平成 24 年）と数値目標の達成に向けて厳しい状況にあり、これらの目標の達成に向けては、国民運動を通じた社会的機運の醸成に積極的に取り組むことが重要であると考えています。

また、年次有給休暇の取得促進については、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）に「年次有給休暇取得促進等の検討を労働政策審議会を進める」と盛り込まれ、さらに、労働政策審議会労働条件分科会の審議において、労使双方から更なる取組を行うよう意見があったところです。

このため、厚生労働省では、来年（年度）の年次有給休暇の計画的付与について労使で話し合いを始める前の時期である 10 月を年次有給休暇取得促進に係る重点周知期間として、広報活動を行うこととしております。

今般、同封のポスター及びリーフレットを作成しましたので、会員企業への周知や、広報誌への掲載等にご活用いただきたくお願い申し上げます。

ポスター及びリーフレットの追加配布を希望される場合は、下記担当あてご一報くださいますようお願い申し上げます。

(担当)

厚生労働省労働基準局労働条件政策課
働き方・休み方改善係 和田
電話：03-5253-1111（内線 5391）